

## 所得金額の計算方法

① 収入が公的年金等の場合の所得金額の計算方法は次のとおりです。

● 障害年金、遺族年金は非課税所得ですので、所得には含みません。

※ 公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「その年に受け取る年金額<sup>(※)</sup>」－「公的年金等控除額」＝「公的年金等にかかる雑所得の金額」

● 公的年金等控除額は、下表のように年齢と受け取る年金額に応じて異なります。

※ 「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額（A）	公的年金等控除額
65歳未満	130万円未満	70万円
	130万円以上410万円未満	$(A) \times 25\% + 37万5千円$
	410万円以上770万円未満	$(A) \times 15\% + 78万5千円$
	770万円以上	$(A) \times 5\% + 155万5千円$
65歳以上	330万円未満	120万円
	330万円以上410万円未満	$(A) \times 25\% + 37万5千円$
	410万円以上770万円未満	$(A) \times 15\% + 78万5千円$
	770万円以上	$(A) \times 5\% + 155万5千円$

《計算例1》65歳未満の方で受け取っている年金額が65万円の場合

65万円（受け取る年金額）－70万円（公的年金等控除額）＝0万円（年間所得の見積額）  
\* マイナスとなった場合は所得額は0円となります。

《計算例2》65歳以上の方で受け取っている年金額が145万円の場合

145万円（受け取る年金額）－120万円（公的年金等控除額）＝25万円（年間所得の見積額）

②収入が給与の場合の所得金額の計算方法は次のとおりです。

**「給与の収入金額」－「給与所得控除額」＝「給与所得の金額」**

●給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額（B）	給与所得控除額
180万円以下	$(B) \times 40\%$
	上記金額が65万円に満たない場合は 65万円
180万円超360万円以下	$(B) \times 30\% + 18$ 万円
360万円超660万円以下	$(B) \times 20\% + 54$ 万円
660万円超1,000万円以下	$(B) \times 10\% + 120$ 万円
1,000万円超	220万円

《計算例》給与の収入金額が90万円の場合

90万円（給与の収入金額）－65万円（給与所得控除額）＝25万円（年間所得の見積額）

③収入が公的年金等・給与以外の場合の計算方法は次のとおりです。

※ 所得金額の計算方法について、詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

所得の種類	所得金額（非課税所得は含みません。）
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額－必要経費
事業所得	総収入金額－必要経費
譲渡所得	総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額
退職所得	特定役員退職手当以外の場合： $(収入金額－退職所得控除額) \times 1/2$ 特定役員退職手当の場合：収入金額－退職所得控除額
山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
一時所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
雑所得	公的年金等以外の場合 総収入金額－必要経費

※ 公的年金等以外とは、個人年金保険、郵便年金などです。